

オンラインセミナー
参加無料
(事前予約制)



令和2年は大きく変わる！
年末調整改正 事前対策セミナー

2020年8月25日 (火)



午前

10:00~11:00



午後

14:00~15:00

< 令和2年より“新たに”追加された2項目 >

**① 給与所得者の
基礎控除申告書**

NEW

**② 所得金額調整
控除申告書**

NEW

扶養控除等
(異動) 申告書

保険料控除
申告書

配偶者控除等
申告書

住宅借入金等
特別控除申告書

主催：株式会社アクトシステムズ

広島県福山市西町2丁目12番8号 TEL:084-921-3640 FAX:084-921-3439

セミナー概要

昨年の配偶者（特別）控除の改正により、申告書の様式変更が行われたばかりですが、今回の年末調整改正においては、**申告書がより大幅に変更される予定となっております。**そのため年末調整業務が複雑化され、給与処理ご担当者様及び、従業員様への負担が増えることが懸念されております。

本セミナーでは、**改正予定の内容説明**と、対策として

奉行クラウドシステムを活用した効率の良い年末調整を実施する方法をご紹介します。

令和2年分 給与と所得者の基礎控除申告書 兼 給与と所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称（氏名） 給与の支払者の法人番号 税務署長 給与の支払者の所在地（住所）	（フリガナ） あなたの氏名 あなたの住所又は居所	基・配・所
--	--------------------------------	--------------

～記載に当たってのご注意～

- ①「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に適切に記載してください。
1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の欄に記載してください。
2 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除等申告書」に記載する必要はありません）。
- ②「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の主たる給与の収入金額が650万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「条件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆給与と所得者の配偶者控除等申告書◆

○「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

（フリガナ） 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日 明・大 昭・平 年 月 日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	申 居 住 者 である配偶者	生計を一にする事実

◆給与と所得者の基礎控除申告書◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 雑所得	円	円
(3) 所得の合計額	円	円

税制改正を反映した様式イメージです。の調整などを行う場合があります。

新たに追加!

○控除額の計算

判 定	900万円以下 (A)	48万円
	900万円超 950万円以下 (B)	
	950万円超 1,000万円以下 (C)	
	1,000万円超 2,400万円以下	32万円
	2,400万円超 2,450万円以下	
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

基礎控除の額 円

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 雑所得	円	円
(3) 所得の合計額	円	円

判定

判 定	48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭26.1.1以前生)	①	配偶者控除
	48万円以下かつ年齢70歳未満	②	配偶者特別控除
	48万円超95万円以下	③	配偶者特別控除
	95万円超133万円以下	④	配偶者特別控除

区分Ⅱ

判 定	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」)(※印の金額)	配偶者控除の額 円
区分Ⅰ	A	B	C		配偶者特別控除の額 円
	48万円	38万円	38万円	36万円	
	32万円	26万円	26万円	24万円	
	16万円	13万円	13万円	12万円	
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除	

◆所得金額調整控除申告書◆

○年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「条件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。なお、「条件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの条件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
○年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する必要はありません。

新たに追加!

要 件	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	特別障害者に該当する事実 (裏面「3-2(4)」を参照)
	同一生計配偶者 [※] が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	
	扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	
	扶養親族が年齢23歳未満(平10.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)	

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

図.令和2年 改正予定の申告書イメージ

お申し込み方法

※事前申込制の無料オンラインセミナーです。 接続ツールはZoomウェビナーを使用します。

午前
10:00～11:00

zoom

午後
14:00～15:00

zoom

<https://www2.obc.co.jp/evt/HR0049/0825>

<https://www2.obc.co.jp/evt/HR0052/0825>

お客様に申し込みいただいた個人情報は、本セミナーを主催する株式会社アクシステムズ下記①～③の目的のために利用いたします。
①本セミナーに関するご連絡②アンケート調査・分析③今後開催するアクシステムズ主催のセミナー・イベントのご案内、および製品・サービスのご紹介
アクシステムズにおける個人情報の取り扱いについて必ずご確認ください。収集した個人情報の利用目的、管理、運用についてご説明いたします。
詳細につきましては、弊社ホームページ<https://www.act-systems.co.jp/contents/company/torikumi/pms/treatment/>をご確認ください。